

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和7年第2回宮城県大和警察署協議会
開 催 日 時	令和7年7月29日（火） 午後2時00分から 午後3時30分まで
開 催 場 所	大和警察署小会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 ・ 出席委員～ 会 長 佐藤 寛和 副会長 板宮 伸平 委 員 後藤 良春 委 員 浅野 よし江 委 員 飯塚 久子 委 員 森岡 美貴 委 員 菊池 真矢 2 警 察 署 側 署長 副署長 会計課長 警務課長兼留置管理課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

別 紙

1 報告事項

署長から、令和7年6月末現在における刑法犯認知件数や交通死亡事故発生状況等の管内治安情勢について説明がなされた。

2 協議事項

(1) 術科の推進状況について

警務課長から術科の推進状況について説明がなされた。

副 会 長： 年々、柔道や剣道等武道の経験がある子供が少なくなっているように感じられるが、武道未経験者が警察官となった場合、経験者との差は生じないか。

警務課長： 武道未経験者であっても警察学校において基礎を身に付けることができ、その後も継続した鍛錬により現場執行力を培っている。

術科に精通した警察官が必ずしも武道経験者ではないという実情からも、現場執行力に差異はない。

委 員： 警察術科を現場活動に適応させていくためにはどのような訓練をしているのか。

警務課長： 間合いの取り方等から始まり、具体的な事案想定に応じた対処訓練を実施している。

委 員： 実際の制圧逮捕の際も訓練時のように大きな声を出すのか。

署 長： 発声による啓発効果もある。現場活動においても重要な用途となることから、訓練においても発声を重視している。

(2) 宮城県警察速度管理指針及び大和警察署速度取締り指針について

交通課長から、宮城県警察速度管理指針及び大和警察署速度取締り指針について説明がなされた。

委 員： 自転車の交通違反について、指導警告とする場合と反則通告制度の対象の場合の線引きを決めているのか教えていただきたい。

交通課長： 悪質性・危険性を伴わない大半のケースは引き続き指導警告とし、警察官の警告に従わずに違反行為を継続したときや、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたとき等に取り締りを行うものと認識している。

今後、警察庁や県警察本部から自転車の交通違反取締りに対する詳細が示されれば、署員が適切に対応できるよう指導や教養を実施し、円滑な運用を図る。

自転車運転者には、指導警告で済むか、取締りを受けるかという視点ではなく、危険防止のためにルールを守った運転を心がけてもらうよう、正しいルールの周知を進めていく。

委員： 承知した。自転車の違反を取り締まる場合、必ずしも運転免許証を所持していない人もいると思われるが、本人確認はどのように実施するのか。

交通課長： 取締りや、警告いずれの場合でも違反者の本人確認を確実に行う必要がある。

ご指摘の通り、運転免許証を取得していない自転車運転者がいることも想定しており、運転免許証以外の身分証を活用した本人確認や、家族等への確認等を通じて正確な本人確認を行っていく。

会長： 大和警察署管内で発生した交通事故について、管内居住者による事故が多いのか。

交通課長： 管内居住者の割合が高いが、重大な結果となった交通事故等について管外居住の通過交通者による事故も発生している。

委員： 一部の道路で信号機が点滅となる時間帯があるが、早朝の農作業を行う住民から、トラック等の交通量が多く通行に不安を感じるとの声が上がっている。

信号機を点滅にする時間帯を警察署で調整することは可能か。

交通課長： 確認をした上で個別に検討することとなる。後日回答させてもらいたい。

委員： 了解した。

3 意見・要望

委員： 新聞等の報道により警察官のなり手不足が取り上げられている。住民の安全安心確保のためにも警察官のなり手不足の解消は重要と考えるが、現在行っている対策や今後の方針等についてお聞きしたい。

併せて、警察官の離職率等も伺いたい。

警務課長： 宮城県警察の警察官募集広報活動としては、ホームページや各種SNSを活用した広報、各署で指定されているリクルーターによる母校訪問、警察学校におけるオープンキャンパスなどが行われている。

当署においては、各種イベントでの広報活動、警察署でのオープンポリス、小中学生の職場体験や職場見学の受け入れ、武道経験者によるスポーツ少年団等への出稽古等を通じて警察官の魅力発信を行っている。

警察官の離職率等については公表資料や統計データがないため、具体的な数値については回答しかねることを了解願いたい。

委員： 承知した。少子化により厳しい情勢が続くものと思われるが、引き続き頑張ってください。

警務課長： 一人一人の警察官がリクルーターであるとの自覚を持ち、積極的な魅力発信、あらゆる機会を捉えた広報活動を継続していく。

4 事務連絡

警務課長から、次回の警察署協議会は令和 7 年11月頃の開催を予定している旨説明があった。